

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、観光バスの運転業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日から〇泊〇日のツアーの観光バスを運転する業務があったところ、ツアー〇日目の同月〇日朝、体調が芳しくなく会社社長に交代要員を手配するよう頼んだが、同日は請求人がバスを運転しなければならなくなり、同日の行程を終えバスを会社まで回送する途中に、トラックとの接触事故を起こした。また、同日、事故現場からバスを会社に戻すため、会社社長が事故現場まで請求人の車で迎えにきたため、請求人は車を運転して帰ることになったところ、トラックに追突する事故を起こした。請求人は、同月〇日、Cクリニック及びDクリニックに受診し、それぞれ「視野狭窄」、「同名半盲、右近視性乱視、左混合乱視」と診断された。さらに同日、E病院に受診し、「脳梗塞」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をし

たことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理 由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、G医師作成の同年○月○日付け意見書を始めとする各医学的資料を踏まえ、請求人に発症した疾病は「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）であり、発症日は同年○月○日である旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、F医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 請求人の労働時間についてみると、監督署長は、請求人本人が作成・記録している「乗務記録（運転日報）」（以下「運転日報」という。）、当該記録添

付のタコグラフ及び運行引受書・運行指示書等の関係資料並びに会社関係者の申述等を基に可能な限り正確な把握に努めた上で、請求人の始業・終業時間、休憩時間等を推計し、労働時間を算定している。

なお、当該算定に当たっては、運転日報の記録時間から、①出庫前及び帰庫後（宿泊先到着後を含む）に各々〇分間を、清掃・点検等の作業時間として労働時間に加算し、②乗客が観光している際の休憩時間が1時間以上ある場合、近距離の観光では〇分間、遠方の観光では〇分間を労働時間へ算入、③休憩時間が1時間未満の場合には、全てを労働時間とみるなど、待機状態時である場合等の労働密度にも区別することなく、幅広く労働時間へ算入した上で推計しており、請求人にとって、相当程度有利な算定方法を採用しているものと認められる。

したがって、当審査会としても決定書理由に説示のとおり、監督署長の労働時間の認定は妥当なものであると判断する。

(5) そこで、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、請求人は発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間をみると、発症前1か月の時間外労働時間数は20時間55分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は、10時間57分から23時間09分の範囲であり、いずれの期間も80時間には達していない。また、休日は1か月に〇日ないし〇日間確保されており、さらに、請求人の業務内容は精神的緊張を伴う業務とも認められず、そのほか業務の過重性を評価すべき特段の事情も認められない。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人は、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものと認められないものと判断する。

(7) 業務以外の要因についてみると、請求人は、平成〇年〇月に脳梗塞を発症しており、また、約〇年間にわたる1日〇本以上の喫煙歴が認められる。

(8) 以上のことからすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当する

ものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(9) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。